

H21日光砂防事務所技術審査業務入札説明書

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成11年度以降に完了した以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社等（注3）、公益法人（注4）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務（河川又は砂防）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は砂防）、調査検討・計画策定業務（河川又は砂防）、管理施設調査・運用・点検業務（河川）、測量業務、地質調査業務（注6）。

注1）特殊法人等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港（株）、首都高速道路（株）、中日本高速道路（株）、成田国際空港（株）、西日本高速道路（株）、日本環境安全事業（株）、阪神高速道路（株）、東日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構とする。（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人含む）

注2）地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）とする。

注3）地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

注4）公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基

づき認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人とする。

注5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

注6) 各業務の内容は、※表—1 発注者支援等の業務実績一覧表による。

※表—1 発注者支援等の業務実績一覧表

業務実績	対象業務	業務内容
発注者支援業務	◆積算技術業務	○積算に必要な現地調査、工事発注図面・数量総括表・数量計算書の作成、積算資料の作成、積算データ入力までの一連の業務
	◆技術審査業務	○技術資料の分析・整理
	◆品質検査業務	○材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立合、監督職員の補助を行う業務
	◆工事管理業務	○指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等を行う業務
公物管理補助業務（河川）	◆河川巡視業務	○河川を巡視し、河川及び河川管理施設の状況、河川の占有又は利用状況等の適切な把握と処理及び河川管理上必要な情報の収集を行う業務
公物管理補助業務（河川）	◆河川許認可審査業務	○河川法に基づく各種申請書の受理・整理、河川台帳等の点検・修正・整備等、現地情報及び資料の収集・整理等を行う業務
	◆ダム管理支援業務	○洪水調整機能を有するダムのダム管理業務
	◆排水機場管理支援業務	○関係機器の操作、日常点検・管理、及び排水機場全体の日常管理等を行う業務
公物管理補助業務（砂防）	◆砂防巡視業務	○砂防指定地及び砂防指定地に付随する砂防設備を巡視し、適正な管理を図るため必要な情報の収集を行う業務
CM業務		○公共工事等の設計、発注、工事の各段階におけるコンストラクションマネジメント業務
PFI事業技術アドバイザー業務		○PFI事業の実施に関する技術アドバイザー業務
土木設計業務（河川）	◆予備設計	○堤防・護岸設計、樋門・樋管設計、排水機場設計、特殊構造物設計、河川景観設計等
	◆詳細設計	○堰設計、水門設計、排水機場設計、堤防・護岸設計、樋門・樋管設計、床止め設計、特殊構造物設計等
土木設計業務（砂防・地すべり）	◆予備設計	○砂防えん堤・床固工設計、溪流保全工設計、土石流対策・流木対策設計、護岸工設計、山腹工設計、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設等
	◆詳細設計	○砂防えん堤・床固工設計、溪流保全工設計、土石流対策・流木対策設計、護岸工設計、山腹工設計、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設等
調査検討・計画策定業務（河川）	◆調査検討業務	○利水計算、降雨解析、流量検討関係、治水経済調査、水理・土砂解析、水辺環境調査、耐震調査、縦横断測量、水理計算プログラム開発等
	◆計画策定業務	○河道計画、防災システム、ハザードマップ、氾濫解析、利水計画、河川情報システム、環境アセスメント、河川環境整備計画関係、治水対策関係、治水経済調査、情報・防災系システム、河川環境整備関係、広報資料作

		成 等
調査検討・計画策定業務（砂防・地すべり）	◆調査検討業務	○流域特性調査、降雨流出解析、地形・地質調査、自然環境調査、既存施設調査、生産土砂量調査、流送土砂量調査、経済調査、火山活動履歴調査、土砂移動実績調査、地すべり予備調査、地すべり概査、地すべり機構解析、急傾斜地予備調査、急傾斜地概査、急傾斜地機構解析、雪崩予備調査、雪崩解析調査、等
	◆計画策定業務	○計画土砂量等調査、砂防施設配置計画、土石流対策施設計画、流木対策施設配置計画、火山対策施設配置計画、地すべり対策計画、急傾斜地崩壊対策計画、雪崩防止施設計画 等
管理施設調査・運用・点検業務（河川）	◆管理施設調査業務	○河川管理施設の現状把握、施設設置のための基礎調査等
	◆管理施設運用業務	○河川管理施設の操作要領、運用計画の作成等
管理施設調査・運用・点検業務（河川）	◆管理施設点検業務	○河川管理施設の点検
測量業務	◆測量作業	○基準点測量、水準測量、平板測量、路線測量、河川測量、深淺測量、用地測量、空中写真測量 等
測量業務	◆測量調査	○測量計画に関する測量調査、地図作成に関する測量調査、地域開発関連の測量調査、施設管理関連の測量調査、防災関連の測量調査、環境解析に関する測量調査、工事施工に関する測量調査、基礎測量調査 等
地質調査業務	◆ボーリング調査	○土質ボーリング、岩盤ボーリング、土質試験、解析等調査 等
	◆地質調査	○弾性波探査、軟弱地盤技術解析、地すべり調査、水文・水質観測調査、トンネル変状調査、ダム地質解析、地盤環境調査、液状化判定 等

(5) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

なお、予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならぬ。

① 予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの。

- [1] 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）の資格を有する者。
- [2] 土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者の資格を有する者。
- [3] 一級土木施工管理技士の資格を有する者。
- [4] R C C M（シビルコンサルティングマネージャー）又はR C C Mと同等の能力を有する者。（※1）
- [5] 関東地方整備局長が委嘱した公共工事品質確保技術者、その他これに準ずると発注者が認める者。（※2）
- [6] 公共工事の発注者（※3）として技術的実務経験を25年以上有する者。

また、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書を提出することができるが、この場合、申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業

者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日（下記7.(4)を参照）までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

※1「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者。

※2「その他これに準ずると発注者が認める者」とは以下のとおり

- ・公共工事の品質確保の促進に関する北海道連絡協議会が認定した発注者支援業務技術者Ⅰ種
- ・東北地方公共工事品質確保促進協議会会長が認定した支援管理技術者Ⅰ種
- ・公共工事の発注者責任協議会会長が認定した支援技術者Ⅰ種
- ・推進協議会委員長が認定した発注者支援技術者Ⅰ種
- ・近畿地方公共工事品質確保推進協議会が認定した支援管理技術者Ⅰ種またはⅡ種
- ・中国地方整備局長が認定した支援業務技術者Ⅰ種
- ・四国地方公共工事品質確保推進協議会が認定した支援技術者Ⅰ種またはⅡ種
- ・沖縄地方公共工事品質確保等推進協議会が認定したⅠ種支援技術者

※3「公共工事の発注者」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

② 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること。

業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向、又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務。

類似業務：・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務。

- ・国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（砂防、河川）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（砂防、河川）の概略設計、予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者（注7）。

注7）土木工事の監理技術者の業務内容

- ・国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事の監理技術者。

③ 手持ち業務量

平成21年6月22日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者及び担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

④ ヒアリング（理解度・実施方針、評価テーマ）が適正であること。

(6) 関東地方整備局管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有すること。

(7) 業務実施体制（分担業務）が適切であること。

(8) 実施方針が適切であること。

(9) 次に掲げる評価テーマに対する技術提案が適正であること。

- ・本業務における守秘性の確保について

(10) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けていないこと。

- (11) 本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。
なお、資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
- ① 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - ② 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - 1) 親会社と子会社の関係にある場合
 - 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし1)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (14) 業務請負契約に基づく業務関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

5. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は「価格」及び「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」並びに「評価テーマに対する技術提案」をもって入札に参加し、予決令79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする場合がある。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（以下「試行調査」という。）及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。また、本業務は「詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」であり、

試行調査の詳細は別紙によるものとする。

- ③ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

- ① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値（評価値）をもって行う。

- ② 価格点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。

$$\text{価格評価点} = \text{価格点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

- ③ 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

$$\text{技術評価点} = 60 \times \text{技術点} / \text{技術点の満点}$$

また、技術点の算出方法は、申請書及び資料の内容に応じ、下記1)、2)、3)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は80点とする。

- 1) 予定管理技術者の経験及び能力
- 2) 実施方針
- 3) 評価テーマ

(3) 技術点を算出するための基準

申請書及び資料並びにヒアリングの内容について、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

1) 予定管理技術者の経験及び能力

評価項目	評価基準	評価点
技術者資格等	<p>技術者資格を下記の順位で評価する。</p> <p>①以下のいずれかの資格を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門又は建設部門）。 ・土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者。 ・一級土木施工管理技士。 ・関東地方整備局長が委嘱した公共工物品質確保技術者、その他これに準ずると発注者が認めるもの。 <p>②以下のいずれかの資格を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 ・公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有するもの。 <p>③上記以外は欠格とする。</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③欠格</p>
業務実績	<p>平成11年度以降に完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①同種業務の実績を有する者。</p> <p>②類似業務の実績が2件以上有する者。</p> <p>③類似業務の実績を有する者。</p> <p>④上記以外は欠格とする。</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③ 1</p> <p>④欠格</p>
地域精通度	<p>平成11年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。なお、完了・履行中は問わない。</p> <p>①日光砂防事務所管内における同種又は類似業務の実績あり。</p> <p>②栃木県内における同種又は類似業務の実績あり。</p> <p>③関東地方整備局管内における同種又は類似実績があり</p> <p>④上記以外は加点しない。</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③ 1</p> <p>④加点しない</p>

2) 実施方針

評価項目	評価基準	評価点
業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。なお、業務の品質確保のために必要となる履行体制及び人員が確保されておらず、業務の履行が充分になされない恐れがある場合は、欠格とする。	10
実施方針	配置技術者の経験、資格、人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合に優位に評価する。	20

3) 評価テーマ

		評価の着目点	評価点
評価 テーマ	的確性	本業務における守秘性の確保について留意点を十分に理解し、その対応策が適格な場合に優位に評価する。 業務の的確性に著しく欠ける場合は欠格とする。	20
	実現性	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が網羅されている場合に優位に評価する。 業務の実現性に著しく欠ける場合は欠格とする。	

(4) 予定管理技術者のヒアリング

配置予定管理技術者を対象としたヒアリングを以下のとおり行う。

- ① 実施場所：関東地方整備局日光砂防事務所
- ② 実施期間：平成21年7月21日（火）～平成21年7月24日（金）
- ③ 実施方法：出席者は、配置予定管理技術者とする。なお、ヒアリング日時は追って連絡する。また、ヒアリング日時について都合が合わない場合は、発注者と協議のうえ変更できるものとする。
- ④ 実施内容：技術者の専門技術力、当該業務の理解度・取り組姿勢、技術者の的確性等。
- ⑤ その他：複数の管理技術者を配置する場合は、代表者管理技術者にヒアリングを行う。

また、ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

[標準様式 7-3] (土木関係建設コンサルタント業務等の場合)

一般競争評価表

1. 業務名 : H21日光砂防事務所技術審査業務
 2. 所属事務所 : 日光砂防事務所
 3. 方式 : 総合評価落札方式
 4. 技術提案書の提出要請日 : 平成21年7月17日
 5. 競争参加資格通知日 : 平成21年8月3日

評価項目	評価の着目点	評価のウエイト	1	
			関東建設弘済会	
			評価	評点
競争参加資格	平成11年度以降の業務実績	—	—	—
	関東地方整備局管内に業務拠点	—	—	—
	中立・公平性	—	—	—
予定管理技術者	技術者資格等	5	①	5
	平成11年度以降の同種又は類似業務の実績	5	①	5
	平成11年度以降の当該事務所・周辺での業務実績	5	①	5
	手持ち業務金額及び件数	—	—	—
ヒアリング	実施方針	—	—	—
	業務理解度	10	—	10.0
	実施方針	20	—	15.0
	評価テーマ	—	—	—
	的確性	20	—	16.7
	実現性	15	—	11.7
合計		80	68.4	
技術評価点(60×技術点/技術点の満点(80点))			51.3	